

突発的事項時における学校教育の 教育保障に関する一考察 — 「新型コロナウイルス」における特別活動の実態から —

田中真秀*¹ 佐久間邦友*² 山中信幸*³

要 約

本論は、突発的事項時における学校教育での教育保障のあり方を検証することを目的とする。本論では、義務教育段階である小学校・中学校に焦点を当て言及する。今回の「新型コロナウイルス」のように、長期間に渡り、日本全体において学校教育ができにくくなった事態に着目することで、今後の突発的事項時における学校教育の教育保障のあり方について言及することを本論の軸にする。リサーチクエスチョン1点目の「新型コロナウイルス」によって、「特別活動」の4項目のうち、何の項目が通常通りできていたのか、また、できなかった項目は何かを明らかにするという点においては、学級活動や児童会・生徒会活動については、できる限り通常に近い形で活動ができているようであった。一方で、できなかった項目については、(3) クラブ活動（小学校の場合）、(4) 学校行事である。リサーチクエスチョン2点目である「特別活動」の4項目のうち、何の項目に実施による課題があったのか。また、どのような代替措置を講じたのかについては、代替措置には様々な方向が模索された。例えば、①規模縮小パターンや②行事そのものの内容の変更が挙げられる。

1. はじめに

1.1 問題の背景

本論は、突発的事項時における学校教育での教育保障のあり方を検証することを目的とする。本論では、義務教育段階である小学校・中学校に焦点を当て言及する。義務教育段階に限定した理由としては、教育保障をしなければならないことを法律上言及されていること、そのために学校設置義務が市町村レベルに課されていることが挙げられる^{†1)}。確かに、就学前教育である幼稚園や義務教育段階後の高等学校においても、教育保障は重要であるが、日本全体として全ての子どもに対して教育保障を行うという意味においては、義務教育に限定することに一定程度の意味があると説明できる。

また、本論で取り上げる突発的事項とは、2019年度から日本だけでなく世界に猛威をふるっている「新型コロナウイルス (COVID-19)」に限定する。学校教育が通常のように機能しない例としては、地

震や津波、洪水等の災害によるもの、インフルエンザ等の法定伝染病によるもの等があるが、今回の「新型コロナウイルス」の特徴としては、2019年度末の2月に全国一斉休校が通知されたように、日本全国において長期間にわたり、学校教育が機能しにくくなった事例として取り扱うことができることにあふ。震災による学校教育の機能停止は、震災にあった地域に限定され、これまでの法定伝染病は、ここまで長期間にわたる学校の機能不全となった事例は第二次世界大戦後の日本においては例がない。

そこで、今回の「新型コロナウイルス」のように、長期間に渡り、日本全体において学校教育ができにくくなった事態に着目することで、今後の突発的事項時における学校教育の教育保障のあり方について言及することを本論の軸にする。

1.2 「新型コロナウイルス」における学校の現状

世界中に蔓延した「新型コロナウイルス」の猛威は、人類が現代において経験したことのない経済的・

*1 大阪教育大学大学院 連合教職実践研究科

*2 日本大学 文理学部 教育学科

*3 川崎医療福祉大学 医療技術学部 健康体育学科

(連絡先) 田中真秀 〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 大阪教育大学

E-mail: tanaka-m70@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

社会的状況の変化や危機を誘発している。そのため教育界では、教育保障、安全確保、教育課程の見直し、学校自治等これまでは並列で扱われてこなかった事案を一度に対応しなければならず¹²⁾、これまでの「学校」が機能しない=学校教育活動そのものができなくなった。つまり、「新型コロナウイルス」によって、これまでの「学校」が機能しなくなった瞬間があったと捉えることができよう。ここでの学校の機能不全とは、学校教育活動そのものができなくなったことを意味する。例えば、全国一斉休校の際には、授業そのものができなくなり、卒業式や入学式等も実施できない場合があった。また、学校や自治体によってその対応が異なる実態となった。2020年度では、非常事態宣言下において学校は、授業等は不要不急ではないと解され、授業を行うことが前提となっているが、学校教育の中でも「特別活動」においては、その位置づけや実施方法が自治体や学校によって異なるようである。

そこで、2つのリサーチクエスチョンを示すことにより、学校教育の教育保障、中でも学校教育における質保証への観点について言及することとする。教育保障には、質的な面、量的な面等が挙げられるが、本論で対象としていることは、そもそも学校教育で行うべき教育をどのように保障しているのかという点である。

リサーチクエスチョン1点目としては、突発的事項、つまり今回は「新型コロナウイルス」によって、「特別活動」の4項目のうち、何の項目が通常通りできていたのか、また、できなかった項目は何かを明らかにする。

リサーチクエスチョン2点目としては、「特別活動」の4項目のうち、何の項目において実施による課題があったのか。また、その課題に対して、どのような代替措置を講じたのかを明らかにする。ここでの「課題」とは、「特別活動」としてできないこと、その要因について言及することを意味する。

これら2点のリサーチクエスチョンを明らかにすることで、突発的事項における学校教育の教育保障のあり方について言及することができる。と考える。

1.3 調査の対象と方法

本論の調査は、文部科学省HPや教育委員会、学校等のWebサイトや新聞等によって公開されている情報を用いて行っている。特に、「新型コロナウイルス」により学校教育がどのように行われているのか、加えて何か新たに活用されている事例があるのか(例:教育を保障する予算がある、新たな取り組みについて言及している)といったことについて検討を行うことを目的としているため、インター

ネットや新聞、その他等で公表されている資料をもとに検証することで実態把握ができる。

つまり、本論は、実際に学校現場に入り、一つ一つの詳細な内実や子どもの教育実態・教育内容そのものについて言及するのではなく、公になっている例を複数取り上げることで言及できることに焦点を当てるといった手法を用いて、基礎的資料として言及するといった位置づけである。そこで、今回用いた資料は、基礎的な資料であり、その資料を用いることで、現状を整理することが可能であると捉えた。また、新聞等の記事を参考にした理由としては、今後、詳細な実態について検証を行う際の事例選定の基礎となるからである。

2. 特別活動の実態

『学習指導要領 特別活動編(平成29年告示)解説』¹²⁾にも示されているように、特別活動とは「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、以下に挙げる3点の資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

3点とは、第1に「多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにすること」、第2に「集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにすること」、第3に「自主的、実践的な集団活動を身に付けたことを生かして集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養うこと」¹⁾である。

しかし、「新型コロナウイルス」の予防対策のために、学校における児童・生徒の生活は大きく変化を強いられた。なかでも「多様な他者と協働する集団活動を通して、人間関係をよりよく形成する」ことを目指す特別活動に対する影響は特に大きかったと言えよう。

そこで、特別活動における主な活動である「学級活動」「児童会・生徒会活動」「クラブ活動」「学校行事」に焦点を当て、どのように教育活動を実施していたのかを整理することとする。

2.1 学級活動

「学級」においてまず求められたのは三密を避け、感染症対策をとることであった。そのため、学級においても人と人の距離をとることが求められ、「話し合い活動」の実施が難しくなった。また、大きな声

を出すことが制限され、「マスクの着用」も義務づけられたことで「話し合い活動」においても、互いの表情から伝わる微妙なニュアンスが伝わりにくくなり、言葉が聴こえづらいなど、意思疎通がしにくい状況がおきていたことは想像に難くない。

学級という集団生活を基盤とする学校における児童・生徒間、教師と生徒間の関係性に大きな影響があったといえよう。

一方で、学級活動が実施できないと捉えるよりも「このように工夫すれば実施できる」と考え行動した教師が多かったという報告がなされている³⁾。また、「感染予防こそを、学級活動の題材とすべき」として、教育の促進を図るように考えた教師もいた。

具体的には「単に、感染症対策を先生が教えこむのではなく、必要で正確な事柄は先生が伝え、『だからこそ自分は、自分たちは、このようにしていこう』『この学級では、このようなことを約束事として生活しよう』と意思決定すること」を学級活動の取り組みとして実施しているケースがある³⁾。また、「コロナ禍だからこそ、『これからの困難な時代をどう生きるのか』を考えさせたり、「コロナ禍においても、仕事に取り組まなければならない職業のあること、その職業に従事している人への感謝の気持ちを持つこと等について指導し、勤労観・職業観の育成を図ったりする³⁾」との意見も報告されている。

もちろん、「集まって話し合いをすることが充分にできない」「時間が足りない」「教師に余裕がない」などの否定的な考えが生じているケースもある。しかし、これらの報告にあるように「今だからこそ取り組める課題」として捉え、学級活動に活かす取り組みを工夫する教師の在り方が求められている。

学級活動は「学級生活の充実と向上に向けて、生活上の問題を見付け、その解決のために話し合い合意形成したことに協働して実践し、個々の生徒が当面する諸課題などについて自己を深く見詰め、意思決定をして実践することに自主的・実践的に取り組む活動により、現在及び将来の自己と集団との関わりを理解し、健全な生活や社会づくりの実践力を高めるもの³⁾」である。だからこそ、学級活動において育成を目指す資質・能力は「問題の発見・確認」、「解決方法等の話し合い」、「解決方法の決定」、「決めたことの実践」、「ふり返り」のプロセスをたどることにより形成されると考えられているのである。

コロナ後の社会を見据え、児童・生徒がコロナ後に生きる自己の自分らしさを知ることで自己を大切に、他者の苦しみを共感できる感受性を育て、他者と協働してよりよい社会を形成するために、社会参加をすることのできる力を育み「今だからこそ取

り組まなければならないこと」を学級活動の取り組みとして大胆に実践できる教師のありようが模索されたといえよう。

2.2 児童会・生徒会活動

児童会・生徒会活動は「全校の生徒を持って組織する生徒会において、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動」で「学年、学級を超えて全ての生徒から構成される集団での活動¹⁾」であり、異年齢の生徒同士で交流・協働する活動である。つまり、学級よりも大きな集団による活動が前提となるものであり、「新型コロナ」対策の中で最も重視されている「大規模な集団を作らない」「三密を避ける」といった対策を講じることが非常に困難な活動であると考えられる。しかし、実際には「感染防止対策を取りながら実施」した例が数多く報告されている。それは、「児童会・生徒会活動は『児童生徒の自治的能力を育む活動』であるので『コロナ禍における新しい生活様式を、児童生徒の手で作る活動を後押しする取組を進める必要がある』³⁾という考えのもとに取り組まれていたということである。

もちろん異年齢集団による活動であるため「時間的な制約」も大きく「感染リスクが高い」という声もあったようであるが、それに対しては「十分な感染対策をとる工夫をすること」、「学年毎に活動の時間を変えて実施すること」、「人数を減らして小グループでの活動」を行うなどの工夫が示されている。

実施のための時間を生み出す工夫としては、「短時間の活動や話し合いの規模の縮小や精選、活動のための場所や時間の確保」などが挙げられている。また、「Zoomを活用した生徒会交流会」などオンラインやタブレット等のICT機器を活用した立会演説会や生徒総会などの取組もなされている。

異年齢集団による全校単位が前提となる児童会・生徒会活動の実施については、コロナ禍では困難であると判断されても当然とも考えられるが、教師が児童会・生徒会活動の目標や意義、重要性を認識し、教師集団がこれまでの自らの考え方や取組を見つめなおし、児童会・生徒会活動の実施に向けてどのようなことができるのかを考え、議論し、合意形成を図った結果、上記のような取組が実施されたものと考えられる。

「新型コロナウイルス」対策を通して、教師自身がこれまでの自らの取組を問い直し、真に児童・生徒がよりよく学校生活を営めるために何ができるかという課題に真摯に向き合い、議論を重ね、熟考した結果、これからの社会に活用できる工夫を生み出

すことができたのであろう。

2.3 クラブ活動

小学校のクラブ活動においては、継続的に実施することで効果的な活動となることから、可能な限りクラブ活動を全く行わない学期や月を設けないようにすることが望まれている⁴⁾。新型コロナ禍において、小学校のクラブ活動規模や内容を縮小しながらも、できる活動を実施している傾向にあった。その一方で、授業外の活動については制限がかけられていたようである。

また、特別活動の範疇ではないが、中学校や高等学校の部活動についても、春の高校野球選抜大会の中止をはじめ、インターハイなど各種大会の中止がなされた。この背景には、選手などの感染予防はもちろんのこと、イベントの参加者間の感染予防も含まれる。特に運動系部活の大会の中止がクローズアップされていたが、文化系部活動にも中止の影響があった。一方で、競技団体ごとに代替大会の開催やwebを利用した開催などを模索し、実施を行っている場合もある。

2.4 学校行事について

学校行事の目標とは、「全校又は学年の生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す」¹⁾ことである。

具体的な内容としては、①儀式的行事、②文化的行事、③健康安全・体育的行事、④旅行・集団宿泊的行事、⑤勤労生産・奉仕的行事が挙げられる。「新型コロナウイルス」によってどのような影響があったのかを各項目について具体的に見ていくことにする。

2.4.1 儀式的行事としての入学式・卒業式

儀式的行事では「学校生活に有意義な変化や折り返し目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること」¹⁾が目指されており、具体的には、入学式や卒業式、始業式、終業式などが挙げられる。

このような式典は、体育館などで児童・生徒が集合することはもちろんのこと、特に入学式、卒業式においては児童・生徒の保護者、来賓などが集合するため、狭い空間に多くの人々が密集する。新型コロナウイルス感染拡大防止において「三密」状態を防ぐことが求められており、式典の開催可否に関する判断は学校現場において大きな負担であったと推察できる。特に、入学式や卒業式は、保護者にとっては、児童・生徒のこれから学校で行われるであろう様々な活動に思いを巡らせ、自身の子どもの成長を感じ

ることのできる式典である。そして、学校においても、はじめ一つの区切りとしての重要な意味を持つ。

この点において、文部科学省は、2020年2月25日に事務連絡として「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について（令和2年2月25日時点）」⁵⁾を関係機関に発信し学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について示した。具体的には、「政府として一律の自粛要請を行うものではありません」ということで開催を取りやめるような内容ではないものの、感染が発生している地域の学校の設置者に対して、実施方法の変更や延期などを含め対応の検討を求めている。

そのほか、感染拡大防止の措置として「風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底」「参加者への手洗いや可能な範囲でアルコール消毒薬の設置」「こまめな換気の実施」を提示し、開催方式の工夫の例として「参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）」「会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること」「式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒業証書は代表児童・生徒のみに授与など）」「予行等は取りやめ、式典当日のみの実施とすること」のような事項を例示した。

例えば、神奈川県教育委員会は、2019年度の県立高校の卒業式と入学式は生徒と教職員だけで行い、保護者や来賓の出席については自粛を求めることを決め、東京都などでも卒業式は参列規模を縮小し、時間も短くする、親の参列自粛を求める方向で検討した⁶⁾。

しかし2020年2月27日に当時の安倍首相から「3月2日から春休みまで、臨時休業を行う」という臨時休業要請があり、卒業式などの儀式的行事については「実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限り開催したりするなど、万全の対応」を求めたうえで実施を容認した。

この要請に対して、学校現場はじめ教育委員会は混乱することになる。例えば、名古屋市の場合、河村たかし名古屋市長が2020年2月27日、安倍首相の新型コロナウイルス感染拡大防止の要請を受け、2020年3月2日から市立小中高校などを休ませるのに伴い、卒業式や卒園式も中止すると表明し、その後この方針を撤回するなど⁷⁾、学校現場にとって混乱の要因となった。その後、名古屋市の場合、卒業式は予定されていた日程で実施することとし、感染者が出て休校になった場合は開催が困難なことから、各校で対応を検討するよう求めるなど学校の自主性

に任せたとこである。

つまり学校現場では、式典の実施を優先させるため、来賓の祝辞をやめる、保護者の参加を厳選するなど、内容の精選が行われた。これまで、来賓挨拶の長時間化や保護者が子女をカメラにおさめようとするが故のトラブルなどが解消され、本来の目的ではないところがフォーカスされていた感がある。そのため内容の精選は、儀式的行事における本来の目的であった「学校生活に有意義な変化や折目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動」が実施されたといえよう。

この点は、2020年度の卒業式でも同様の来賓の祝辞を辞める、保護者の参加の厳選、内容の精選等により実施されている。特に、小学校の場合、卒業生が行うシュプレヒコールや歌、在校生の参加が見送られている。

2.4.2 文化的行事としての文化祭、発表会、音楽会

文化的行事とは、平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること¹⁾を目指すものであり、文化祭(学園祭)、音楽祭などが挙げられる。

この文化的行事については、例えば、北九州市教委は2020年5月26日、市立の小中学校と特別支援学校の今年度の運動会や体育大会、学習発表会や文化祭を中止すると発表した。その理由として、保護者や地域住民ら大勢が集まるため、新型コロナウイルスの防止が難しいことや、休校が長引き、準備や練習の時間確保が難しいためであり、授業中に作った作品を展示といった、従来と違う方法で取り組み方法を提示した。このほか、市教委が主催する合唱フェスティバルなどのイベントも中止した⁸⁾。特に合唱コンクールなどをはじめとする音楽関係のイベントについては、飛沫感染のリスクがあることより実施が敬遠される傾向にあった。

2.4.3 健康安全・体育的行事としての体育祭

健康安全・体育的行事とは、「心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること¹⁾」を目的に行われる行事であり、体育祭が代表的な行事である。

北九州市教委は2020年5月26日、文化的行事も中止を表明しており、その理由と同様に保護者や地域住民ら大勢が集まるため、新型コロナウイルスの防止が難しいことや、休校が長引き、準備や練習の時間確保が難しいため、2020年度の運動会や体育大会

の中止を発表した。ただし、運動会を体育の時間を使ってクラスごとの対抗戦にしたりするなど工夫案を示したところである⁸⁾。

このほか、宮崎県日南市では、指導計画を見直し、予定していた2020年7月23日～8月24日の夏休みを8月8日～23日に短縮。1日5時間の授業を6時間にしたり、家庭訪問、体力テスト、学力テストを授業に回したりするほか、運動会の予行演習や学習発表会の時間を短くして授業にあてることで、平均計約200時間分授業の遅れを次年度に持ち越さず年度内に授業が終えられるとの見方を示し、コロナの第2波、第3波や台風、大雨による休校がなければ冬休み、春休みは通常通りの予定という。かつ運動会や修学旅行も実施したいとした⁹⁾。

つまり、体育的行事をどうにか実施しようとする考えもさることながら、体育的行事として確保していた授業時間を主要5教科などの遅れ授業時間に充てる動きがあり、特別活動よりも主要5教科偏重であることがわかる。

また、学校によっては、中学校3年生、小学校6年生といった最終学年に限り、体育祭・運動会を実施する場合もある等、各学校において行事実施への工夫がなされていた。

2.4.4 遠足・集団宿泊的行事としての遠足、校外活動、修学旅行

遠足・集団宿泊的行事とは、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること¹⁾」を目指すものである。

2020年3月24日、文部科学省は「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)」¹⁰⁾を发出し、「特に、修学旅行については、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき、当面の措置として取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願い」という要請を行った。

それによって例えば、姫路市立中学校長会は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、2020年4月18日～24日に予定していた全ての市立中・義務教育学校35校の「連合修学旅行」を延期し、秋の開催を目指すことを明らかにした。同市立中の修学旅行は、35校が7校ずつ5班に分かれ、出発日をずらして団体専用新幹線で九州方面へ、2泊3日で出向くスタイル。全国的な感染の増加傾向や観光地での感染リスク、保護者の不安が拭えないことなどを考慮して決めた¹¹⁾。

また愛知県半田市は、市内5中学校の3年生の修学

旅行を来年（2021年）3月の卒業式と高校入試の後にすることを決めた。これまでは、修学旅行は新幹線を使って東京ディズニーランドや国会議事堂、横浜中華街など関東方面に出かけていたが、今回は新型コロナの影響が長期化することも視野に入れ、行き先を固定せず、直前まで行き先を柔軟に変えられるバスを利用することにし、キャンセル料が発生する可能性のある新幹線の利用は見送った¹²⁾。

その一方で中止の判断をしたのは、相模原市教育委員会である。同市は2020年秋実施予定だった市立中学校35校と義務教育学校（後期課程）1校の修学旅行を中止した。例年は3年生が5～6月、京都や奈良などに2泊3日で行っていたが、高校受験に向けた学習時間の確保を優先したのである。修学旅行の中止により50～60時間が確保できるという。またその一方、市立小学校の修学旅行は今秋の実施を予定している¹³⁾。つまり、修学旅行よりも主要5教科の授業時間確保を優先したといえよう。

もちろん、主要5教科の授業時間を確保することを否定するわけではないが、修学旅行などの遠足・集団宿泊的行事の中止や縮小は、児童・生徒の学習機会にどのような影響を及ぼすのであろうか。

2020年6月5日付の朝日新聞では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で修学旅行の延期や中止を決める学校が相次いでいることに対して、平和学習の一環として実施される広島や長崎、沖縄を訪れてきた学校で行われてきた戦争体験者の貴重な証言を聞く機会が失われると、懸念する声が上がっていることが報じられている。

もちろん学校現場でもこの点について、苦渋の感があり、東京純心女子高校（東京都八王子市）松下みどり校長は「被爆者の方々に直接会えないのは非常に残念。生徒に体験をさせたいので、1月に行けることを願っている」。広尾学園（東京都港区）金子暁副校長は「感染終息の見通しが立たず、延期すべきかどうか非常に悩ましい」。名古屋市の南山高等・中学校女子部は3月上旬に予定していた中3の長崎市への研修旅行と高2の沖縄県への研修旅行を中止した。20年以上続けてきたが「年度末なので延期できず、涙をのむしかなかった」と浜口吉宏副校長は話す¹⁴⁾。

つまり、遠足・集団宿泊的行事を行わないことは、体験的な学習ができないことであり、日本国内における伝承すべき事項が後世に伝承されないということも予測される。

2.4.5 勤労生産・奉仕的行事としてのボランティア活動

勤労生産・奉仕的行事とは、「勤労の尊さや生産

の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること¹⁾」を目指すものである。

2020年4月以降も臨時休校によって各学校では、ボランティア活動をはじめとする諸活動が難しい状況であった。しかしながら、一部の学校では、少しずつではあるが再開している感はある。例えば、保土ヶ谷中学校では、ボランティア活動として「地域の方へ感謝の1000倍返し！！～私たちは微力だけど無力じゃない～」と銘打ち、「コロナに負けるな応援ポスターの作成」「地域清掃ボランティア」「校内清掃ボランティア」「ケアプラザの壁面装飾」を実施している。特に「ケアプラザの壁面装飾」では、直接訪問できないため、折り紙や画用紙などで作った飾りを届けているという¹⁵⁾。

3. 新型コロナ化における学校教育の教育保障をどう捉えたのか

リサーチクエスチョン1点目の「新型コロナウイルス」によって、「特別活動」の4項目のうち、何の項目が通常通りできていたのか、また、できなかった項目は何かを明らかにするという点においては、学級活動は2020年度始めの緊急事態宣言中は通常通りとはいかなかったが、だんだんと学級活動やクラス運営といったことができるようになった。また、児童会・生徒会活動については、できる限り通常に近い形で活動ができていたようであった。一方で、できなかった項目については、(3) クラブ活動（小学校の場合）、(4) 学校行事である。中学校の部活動は、「特別活動」の範疇ではないが、これまで行われていた学外での活動、試合等ができない状態にあった。学校行事に関しては、これまで通りに実施された場合とその内容が工夫された場合があった。

次に、リサーチクエスチョン2点目である「特別活動」の4項目のうち、何の項目に実施による課題があったのか。また、その課題に対して、どのような代替措置を講じたのかについては、代替措置には様々な方向が模索された。例えば、①規模縮小パターンや②行事そのものの内容の変更が挙げられる。規模縮小については、参加人数の制限や内容面の縮減による時間短縮等、入学式や卒業式において在校生が参加しない、保護者の人数制限をかける、来賓者を参列させない、体育祭の学年での実施等が挙げられよう。一方、行事そのものの内容を変更するにあたっては、修学旅行の宿泊先を変更、宿泊を伴わない修学旅行の実施があった。この点においては、修

学旅行自体を中止した学校と比較して、宿泊先や内容を変更しての実施に関しては、保護者や児童・生徒からは学校として考えた取り組みを実施してくれているとの肯定的な反応があったようだが、そもそも修学旅行で学ぶべき教育内容をどのように保障するのかという点については、教育内容面の保障という点から言及する必要があるだろう。特に、宿泊重視なのか、教育重視なのかという点においても、学校で宿泊する等の場合、同級生と宿泊したという体験となる。本来、修学旅行で学ぶべき内容として考えられていた例えば平和教育を学ぶ機会の保障をどのように行うのかの議論が少ないままに修学旅行の実施の有無を決めた学校があったことは課題ではないだろうか。また、学校によっては、修学旅行を近隣の遊園地等に行くという実施内容に変更したが、そもそも修学旅行で「学ぶ」はずの内容が担保できていたのかは疑問が残る。体育祭や文化祭、修学旅行に関しては、「思い作り」の面がクローズアップされがちではなかったか。一方で、担当学年の教職員が「よりよい人間関係を築く」といった取り組みとして修学旅行や遠足の教育的目的を焦点化して実施した例もあり、このような「何のための教育活動」として実施しているのかという教員の認識が学校教育を保障するという意味では重要になるのではない

だろうか。

4. 突発的事項における学校の教育保障をいかに考えるのか

これまで示してきたように、「新型コロナウイルス」において学校教育の機能不全は、今後、起こりえる突発的事項の際の学校の教育保障をいかに考えるのかという点において示唆を与えてくれた事例と捉えることができる。突発的事項には、地震・津波等の自然災害や伝染病などの病気等が想定できるが、今後、どのような未曾有な事態に陥ったとしても、今回の例は子どもの安全・安心を確保することを前提に、その上での教育の質を担保した学校教育活動を実施するのかという点は、教育の実施方法を模索しながらも、教育活動を進めることが適切なのか、それとも学校以外の教育活動を義務教育と読み替えることを柔軟に行うのかといったことにつながる議論となりえる。通常通りに学校が機能しない時、これまでの教育活動そのものをいかに実施するのかの議論になる。しかし、そもそもどのような教育目的をもった教育活動であるのかを意識した上で、その教育目的を達成するために、現時点でできる教育活動は何かを議論することが、学校教育が機能不全に陥った際に求められる姿勢ではないだろうか。

謝 辞

本研究は科学研究費（基盤研究(C)「教育政策における政策終了メカニズムに関する実証研究」(19K02790)（代表：山本裕詞））の助成を受けたものです。

注

- †1) 日本国憲法第26条に普通教育を受けさせる義務を国民は負い、学校教育法第29条に市町村は必要な小学校、中学校を設置しなければならないとされている。
- †2) 学校における教育保障や安全確保は常に行われていたが、教育課程編制を行う際、表立って取り上げて考えることは少なかった。なぜなら、教育保障や安全確保ができていたことを前提に学校教育活動が成立しており、危機に陥った中での教育活動を考えること、また教育課程編制を行うことは少なかったといえよう。また、学校自治については、教育課程編制においては、学習指導要領の範囲内で、各学校の裁量で行われることが通例であった。

文 献

- 1) 文部科学省：中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編。東山書房、京都、2018。
- 2) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動。東洋館出版社、東京、2018。
- 3) 日本特別活動学会研究推進委員会コロナ禍下の特別活動に関する学会員対象アンケートWG：新型コロナウイルス予防対策への対応を踏まえた特別活動の課題と今後に関する調査 第1次結果報告。
<https://jaseatokkatsu.jimdo.com/>, 2020. (2021.3.18確認)
- 4) 文部科学省：学習指導要領「生きる力」。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/qa/14.htm, [2009]. (2021.3.18確認)
- 5) 文部科学省：学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について（令和2年2月25日時点）。
https://www.mext.go.jp/content/20200225-mxt_kouhou02-000004520_02.pdf, 2020. (2021.3.18確認)
- 6) 朝日新聞：北海道、全公立小中に休校要請へ 新型肺炎。朝日新聞、2月26日夕刊、1、2020。
- 7) 堀川勝元：卒業式実施へ 市立校、長の中止方針撤回 新型肺炎。朝日新聞、2月28日夕刊、7、2020。

- 8) 城真弓：市立小中学校の運動会など中止 北九州市教委. 朝日新聞（北九），5月27日朝刊，23，2020.
- 9) 矢鳴秀樹：(新型コロナ) 授業「年度内に取り戻せる」運動会も実施方針 日南市教委. 朝日新聞（宮崎全県），6月26日朝刊，25，2020.
- 10) 文部科学省：令和2年度における小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）.
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00007.html, 2020. (2021.3.18確認)
- 11) 広田正人：新型コロナ：広がる新型コロナ禍 姫路市立中35校，連合修学旅行を延期 秋目指す. 毎日新聞（兵庫），3月18日，24，2020.
- 12) 嶋田圭一郎：修学旅行，卒業式と高校入試後に 新型コロナで愛知・半田の5中学校. 朝日新聞（名古屋），4月22日朝刊，22，2020.
- 13) 岩堀滋：中3の修学旅行，相模原は中止 新型コロナ. 朝日新聞（神奈川），6月19日朝刊，25，2020.
- 14) 阿部朋美，三島あずさ，武田肇：平和学ぶ場，コロナで逆風 広島・長崎・沖縄への修学旅行，延期や中止. 朝日新聞，6月5日朝刊，27，2020.
- 15) 横浜市立保土ヶ谷中学校：ボランティア活動について.
<https://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/jhs/hodogaya/index.cfm/1,2699,html>, 2020.
(2021.5.23確認)

(2021年5月31日受理)

A Study on Ensuring Education at Schools in the Event of Sudden Crises: From the Actual Situation of Extracurricular Activities during the “Coronavirus (COVID-19)” Pandemic

Maho TANAKA, Kunitomo SAKUMA and Nobuyuki YAMANAKA

(Accepted May 31, 2021)

Key words : ensuring educational, Extracurricular Activities, school education

Abstract

The purpose of this paper is to verify the ideal approach of compulsory education in school education during sudden events. This paper focuses on elementary and junior high schools, which are in the compulsory education stage. By focusing on the situation where school education has become difficult in Japan for an extended period of time, such as with “New Coronavirus” (COVID-19), we will discuss how school education should be guaranteed in the event of a sudden crisis in the future. The main purpose of this paper is clarifying which of the four kinds of “Extracurricular Activities” were completed as usual and what activities could not be accomplished due to “New Coronavirus” (COVID-19). In the first research question, class activities and children’s association/student association activities seemed to be able to be carried out in a form as close to normal as possible. On the other hand, the activities that could not be done were club activities (in the case of elementary school) and school events. In the second research question, of the four kinds of “Extracurricular Activities” we will discuss which events had a problem due to implementation. In addition, various directions were sought for alternatives to be taken.

Correspondence to : Maho TANAKA

Osaka Kyoiku University

4-698-1 Asahigaoka, Kashiwara, 582-8582, Japan

E-mail : tanaka-m70@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.31, No.1, 2021 27 – 34)